

令和3年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称	社会福祉法人 福祉楽団
住 所	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
代表者の氏名	理事長 飯田 大輔

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
社会福祉法人 福祉楽団  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1  
理事長 飯田 大輔
2. 登録番号  
関千福第119号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

## 4. 運送の区域

運送の区域	備 考
香取市	発着のどちらかが香取市であること

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特別養護老人ホーム 杜の家くりもと	千葉県香取市岩部 869 番 60

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
特別養護老人ホーム 杜の家くりもと	所有	( )	6 ( 2 )	( )	( )	4 ( 4 )	10 ( 6 )
	持込	( ) ※ ( )	( ) ※ ( )	( ) ※ ( )	( ) ※ ( )	( ) ※ ( )	( ) ※ ( )
	合計	( )	6 ( 2 )	( )	( )	4 ( 4 )	10 ( 6 )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付すること)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和3年 月 日

名 称 社会福祉法人 福祉楽団  
住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1  
代表者の氏名 理事長 飯田 大輔

## 社バスの料金

- 登録料 無料
- 栗源区内において運送する場合

A 基本料金	1 往復	500 円
	※迎車回送料なし	
B 待機料	15 分未満	無料
	以降 15 分ごと	200 円

- 栗源区を超えて運送する場合

A 走行距離 に応じて お支払い いただく 料金	5km 未満	500 円
	5km~10km 未満	800 円
	10km~15km 未満	1,200 円
	15km~20km 未満	1,600 円
	20km~25km 未満	2,000 円
	25km~30km 未満	2,400 円
	30km~35km 未満	2,800 円
	35km~40km 未満	3,200 円
	40km~45km 未満	3,600 円
	45km~50km 未満	4,000 円
B 待機料	50km 以上	500 円
	5km ごとに	無料
C 迎車回送料	15 分未満	200 円
	以降 15 分ごと	300 円

## 予約の方法

- 1 登録**  
ご利用いただく前に登録が必要です。
- 2 ご訪問**  
担当者がご自宅を訪問し、簡単な聞き取りを行います。
- 3 ご予約**  
ご利用予定日の 1 カ月前より、ご予約を承ります。
- 4 ご利用**  
ご指定の時間に、ご指定の場所にお迎えに参ります。
- 5 お支払**  
1 カ月分まとめて、ご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

ちりばす  
**社バス**

おでかけ支援サービス

福祉有償運送  
関千福第 119 号



ご予約  
お問い合わせ

特別養護老人ホーム 社の家くりもと

〒287-0102 香取市岩部 869 番 60

☎0478-70-5665

## 杜バスとは？

杜バスは、一人で公共交通機関を利用することが困難な方に、ご自宅から目的地までの個別移送を行うサービスです。

## 杜バスの特徴

- 車椅子のまま、安全に乗車できます。
- 日時指定の予約制です。  
当日も空きがあれば対応します。
- 365日、年中無休で営業します。

## ご利用対象者

香取市内に在住し、下のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 要支援または要介護の認定を受けている方
- その他の障害のある方

## こんな時にご利用ください

- 病院への通院、入退院
- 地域行事への参加
- 役所での行政手続
- 買い物 など

## 運行エリア

香取市およびその周辺市町村

## 営業時間

営業日：年中無休

営業時間：9時30分～17時30分



# 社会福祉法人 福祉楽団

## V-1-1-9 おでかけ支援サービス杜バス（福祉有償運送）運営規程

### （目的）

#### 第1条

この事業は、香取市に在住する者で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者に対し、道路運送法に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則に定める福祉有償運送を実施することにより、本人及び家庭の自立を促進し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

### （実施主体等）

#### 第2条

この事業の実施主体は、社会福祉法人福祉楽団（以下、「法人」という。）とし、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の福祉有償運送の登録を受けて、実施するものとする。

### （事業の名称及び所在地）

#### 第3条

事業所の名称及び、所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 おでかけ支援サービス 杜バス（以下、「杜バス」という。）
- (2) 所在地 千葉県香取市岩部 869 番 60

### （職員の職種、員数及び職務内容）

#### 第4条

(1) 管理者	全体の統括 運行管理責任者	常 勤 1 名（兼務）
(2) 車両整備責任者	車両整備管理の実施	常 勤 1 名（兼務）
(3) 運転者		常 勤 3 名（兼務） 非常勤 5 名（兼務）

### （運行車両）

#### 第5条

この事業は、福祉有償運送の登録を受けた車両で実施するものとし、登録を受ける車両は、杜バスの管理者（以下、「管理者」という。）が別に定める。

### （利用対象者）

#### 第6条

杜バスの利用対象者は、香取市内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、管理者が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護状態
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

- 2 前項各号の該当を確認するため、管理者はそれらを証明する書類等、必要な書類の提示を求めることができる。

(利用者登録)

第7条

前条の規定により、この事業を利用しようとする者は、杜バス利用登録申請書(様式第1号)を管理者に提出し、登録を受けるものとする。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに実情を調査のうち、利用登録の可否を決定し、杜バス利用登録可否通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 杜バスの利用登録期間は、1年以内とし、引き続き登録を受けようとするときは、当該年度(4月1日から翌年3月31日)終了後、1か月以内に、杜バス利用登録申請書(様式第1号)を管理者に提出し、更新手続きを行うものとする。

(サービスの内容)

第8条

杜バスのサービスの内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 医療機関への通院、入退院及び健康診断についての移動
- (2) 公共機関又は福祉団体等が主催する事業及び、社会通念上必要と認められる行事への参加及び諸手続きのための外出時の移動
- (3) 最低限の日常生活に必要な不可欠な食料品、物品、衣類等を購入するための外出時の移動
- (4) その他、管理者が必要と認めた場合による移動

(サービスの実施日等)

第9条

杜バスのサービスは、年中無休で実施する。ただし、車両の検査、その他業務の都合により、管理者は臨時に休業日を設けることができる。

- 2 杜バスのサービスを提供する時間は、原則として9時30分から17時30分までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(サービスの利用申込み)

第10条

第7条の規定により登録をした利用者は、利用の前日までにサービス希望日時等を口頭又は、電話で申し込み、法人と運行時間等の打合せを行

うものとする。

(利用料等)

第 11 条 杜バスの運賃等料金及び、その他利用者の負担する費用は、次のとおりとする。

- (1) 運賃等料金 (別表 1)
- (2) 利用に係る有料道路、有料駐車場等にかかる費用
- (3) 長距離高速走行する時など、事前に特別な点検、整備が必要であると管理者が認める場合は、その費用

(利用料等の支払い)

第 12 条 杜バスの利用料等は、当月末で締めて利用者に請求するものとし、利用者は、事前に登録した金融機関の口座からの引き落としにより支払うものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(運行管理及び車両整備)

第 13 条 法人は、杜バスの安全な運行を図るため、運行管理体制、整備体制、運転者の教育及び指導体制、利用者からの苦情処理体制を整備するものとする。

- 2 法人は、運行時に、運転者の点呼を実施するほか、年 1 回以上の安全運転等に関する講習を受講させるものとする。

(運転者)

第 14 条 運転者は登録制とし、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 普通自動車を運転できる第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
  - (2) 普通自動車を運転できる第一種運転免許を受けており、かつその効力が過去 2 年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- 2 福祉自動車以外の自動車を使用してサービスを実施する場合は、前項に規定する要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
    - (1) 介護福祉士の登録を受けている者
    - (2) 訪問介護員研修課程を修了した者
    - (3) 介護職員基礎研修課程を修了した者

(守秘義務)

第 15 条 杜バスの運行にかかわる職員は、正当な理由がなく、その業務に関して



知り得た人の秘密を漏らしてはならない。杜バスの運行にかかわらなくなった後においても同様とする。

(損害賠償責任)

第 16 条

法人は、杜バスのサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償額を減じることができる。

2 前項の損害賠償責任を速やかに履行するため、法人は次の条件を担保した損害賠償責任保険に加入しなければならない。

(1) 対人賠償保険 無制限

(2) 対物賠償保険 無制限

(損害賠償を免れる場合)

第 17 条

法人は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ、次の各号に該当する場合には、損害賠償を免れる。

(1) 利用者が、利用登録時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、法人の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合

(4) 利用者が、法人もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

(事故対応)

第 18 条

管理者は、運転者に対して、車両運行中に事故が発生した場合の対応事項について、教育指導を実施し、周知徹底を図るものとする。

2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、直ちに別に定める運行管理マニュアルに沿った措置を講ずるものとする。

(苦情対応)

第 19 条

法人は、杜バスに関する利用者等からの苦情に対して、適切に対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めておくものとする。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、2010 年 10 月 12 日から適用する。

2011 年 12 月 7 日改正（第 4 条・第 5 条・第 9 条・第 10 条・第 13 条・  
第 18 条）

別表 1

栗源区内において運送する場合の料金

A. 走行距離に応じてお支払いいただく料金	1 往復 500 円
B. 待機料	15 分未満 無料 以降 15 分ごとに 200 円
C. 迎車回送料	栗源区内 無料

栗源区を超えて運送する場合の料金

A. 走行距離に応じてお支払いいただく料金	
5km 未満	500 円
5km ～ 10km 未満	800 円
10km ～ 15km 未満	1,200 円
15km ～ 20km 未満	1,600 円
20km ～ 25km 未満	2,000 円
25km ～ 30km 未満	2,400 円
30km ～ 35km 未満	2,800 円
35km ～ 40km 未満	3,200 円
40km ～ 45km 未満	3,600 円
45km ～ 50km 未満	4,000 円
50km 以上	5km ごとに 500 円
B. 待機料	15 分未満 無料 以降 15 分ごとに 200 円
C. 迎車回送料	栗源区外 300 円

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人 福祉楽団）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	久古	千葉県匝瑳市	普通	1種
2	大野	千葉県山武市	普通	1種
3	岩井	千葉県旭市	普通	1種
4	渡邊	千葉県成田市	普通	1種
5	加瀬	千葉県旭市	普通	1種
6	渡辺	千葉県香取市	普通	1種
7	引田	千葉県香取市	普通	1種
8	山崎	千葉県匝瑳市	普通	1種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。  
 ※ 第2種運転免許を有しない者にとっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（社会福祉法人 福祉楽団）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 3 年 月 日

住 所 千葉県匝瑳市  
氏 名 久古

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	社会福祉法人 福祉楽団
-------------	-------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ( 特別養護老人ホーム 杜の家くりもと )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	久古	千葉県匝瑳市	その他		
2					
3					

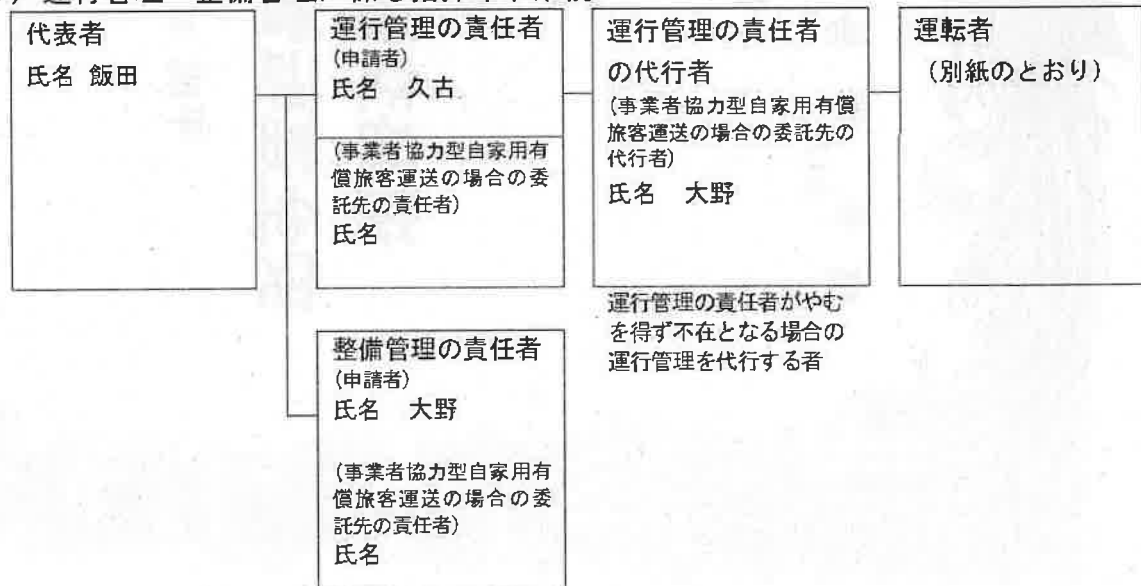
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

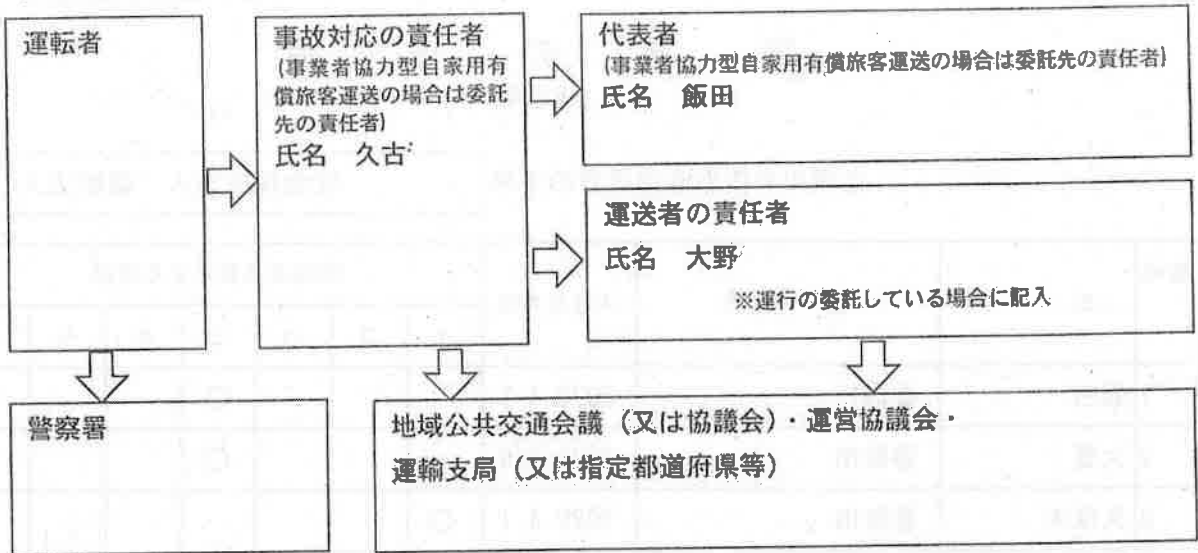
No	氏名	住所
1	大野	千葉県山武郡
2		
3		

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



# 旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 福祉法人

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1	飯田	香取市	2020. 4. 1				○				
2	大貫	香取市	2020. 7. 9				○				
3	久保木	香取市	2020. 4. 1	○							
4	上田	香取市	2020. 4. 1				○				
5	高橋	香取市	2020. 4. 1	○							
6	戸村	香取市	2019. 4. 2				○				
7	林	香取市	2020. 7. 9					○			
8	竹蓋	香取市	2020. 7. 13			○					
9	長嶋	香取市	2020. 7. 20					○			
10	林	香取市	2020. 8. 9					○			
11	富岡	香取郡多古町	2020. 8. 24				○				
12	都祭	香取市	2020. 8. 20				○				
13	椎名	香取市	2020. 8. 29				○				
14	見澤	香取市	2020. 9. 27				○				
15	平山	香取市	2021. 2. 3				○				
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

(案)

様式第2-5号

令和 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 香取市地域公共交通協議会

(対象市町村) 香取市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和3年2月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

社会福祉法人 福祉楽団  
千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1  
理事長 飯田 大輔  
(事務所所在地：香取市岩部869番地60)

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

香取市



(案)

(2) 旅客から收受する対価 (対価の内容を添付すること)

1 往復500円

栗源区を超えて運送する場合

5 km未満	:	500円
5 km～10 km未満	:	800円
10 km～15 km未満	:	1,200円
15 km～20 km未満	:	1,600円
20 km～25 km未満	:	2,000円
25 km～30 km未満	:	2,400円
30 km～35 km未満	:	2,800円
35 km～40 km未満	:	3,200円
40 km～45 km未満	:	3,600円
45 km～50 km未満	:	4,000円
50 km以上	:	5 kmごとに500円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

イからトまで

6. その他特記事項

令和3年2月 日  
香取市地域公共交通協議会  
会長 為国 孝敏